

佐賀県立高等学校入学者選抜制度 の在り方について（報告）

平成 29 年 3 月

県立高等学校入学者選抜制度検討委員会

- 目次 -

	頁
1 はじめに	1
2 現行制度の概要等	2
3 委員会の開催概要	5
4 現行制度の成果	6
5 現行制度の課題	7
6 現行制度に係るその他の意見	8
7 特色選抜試験及び一般選抜試験の在り方	9
8 制度変更に係る配慮事項	9
9 おわりに	10
資料1 県立高等学校入学者選抜制度検討委員会 設置要綱	11
資料2 県立高等学校入学者選抜制度検討委員会 委員名簿	12

1 はじめに

現行の佐賀県立高等学校入学者選抜制度（以下「現行制度」という。）は、平成 24 年度入学者選抜から実施しており、平成 28 年度入学者選抜で制度変更後 5 回目の実施となった。

現行制度の検証については、佐賀県教育庁内に設置した高校教育改革プロジェクト会議において、県立高校や市町立中学校へアンケート調査を実施するなどの調査や研究を行ってきたが、この調査や研究を通して「選抜過程の不透明感が無くなった。」「生徒の学習への意欲が高まった。」などの現行制度を評価する意見が聞かれる一方で、高校から「現行制度となり、大学受験指導など高校生の指導への影響が大きくなった。」「特色ある生徒の獲得のため、特色選抜試験の募集枠拡大が必要である。」などの現行制度の根幹に係る事柄での課題を指摘する意見もあったところである。

そこで、県教育委員会では、現行制度の課題の抽出及び解決に向けた研究を行うため、学識経験者や保護者、学校教育関係者などを構成員とする「県立高等学校入学者選抜制度検討委員会」（以下「委員会」という。）を平成 28 年 6 月に設置した。

平成 28 年 7 月 12 日の第 1 回委員会の開催以降、5 回の委員会を開催して協議を行ってきた。

この協議の過程で、私立高校の代表者からも「私立高校から見た高校入試の現状と課題及び要望」について意見を聞く機会を設けた。

また、県民にも直接情報を提供し、広く意見を求めるため、委員会の審議を公開とした。

入学者選抜制度を検討するに当たっては、これまでの制度変更の経緯や全国の入学者選抜制度の現状を踏まえ、「制度の分かりづらさ」「学校の特色への影響」「教育活動への影響」「受験生の負担感」「全ての受験生に学力検査を課すこと」「入試回数等」の 6 つのテーマを検討の観点として協議してきた。

この度、本委員会として、現行制度の成果と課題、特色選抜試験及び一般選抜試験の在り方についての協議内容を取りまとめたので、ここに報告するものである。

2 現行制度の概要等

(1) 現行制度導入の経緯

平成 23 年度までは「前期試験」、「推薦入学」、「後期試験」の枠組みにより実施してきたが、「推薦入試における学力の評価が十分でない場合があること」、「前期試験と推薦入学の募集枠の拡大により、その意義が薄れてきていること」など、制度そのものについての課題を指摘する声があった。

こうしたことから、県教育委員会では、平成 21 年 12 月 24 日の定例教育委員会において「佐賀県立高等学校入学者選抜方式の変更方針」の決定を行い、平成 24 年度入学者を対象とした選抜から、全ての県立高校を対象に「特色選抜試験」と「一般選抜試験」を導入し、県立高校への進学希望者が、自らの能力と適性等に基づいて受験校を主体的に選択できるとともに、各県立高校においても、特色ある選抜を柔軟に行うことのできる選抜制度とすることとした。

参考 佐賀県立高等学校入学者選抜方式の変更方針 <抜粋>

(平成 21 年 12 月 24 日の定例教育委員会において決定)

1. 背景

本県では、これまで、前期試験・推薦入試、後期試験、第二次募集によって入学者選抜を実施してきたが、その中で前期試験と推薦入試については、後期試験とは異なる方式で実施してきたことに関して、

複数回の受験機会が確保されていること

学力以外の資質を重点的に評価することができること

特定の教科の学力を重点的に評価することができること

など、受験生を多様な尺度で評価する制度といった意味から、一定の役割を果たしてきたと認められる。

しかしながら、その一方で、

推薦入試における学力の評価が十分でない場合があること

推薦入試における評価基準が公表されていないこと

前期試験と推薦入試の募集枠の拡大により、その意義が薄れてきていること

後期試験と比べてかなり早い時期に合否が明らかになること

などに伴う弊害が顕在化するとともに、特に推薦入試については、制度本来の趣旨とは異なり、優秀な生徒をいち早く獲得する目的で運用される場合があるとの指摘もなされている。

2. 変更方針

現行の制度がこれまでに果たしてきた役割にも留意しながら、入学者の選抜方式を次の(1)～(5)の方針に基づいて変更する。

- (1) 現行の前期試験と推薦入試を統合して、学力以外の資質能力や特定分野の学力を重点的に評価する新たな選抜方式（以下「特色選抜」という。）を導入することとする。
- (2) 特色選抜においても、原則として全ての受験生に学力検査を課することとする。
- (3) 現行の後期試験については、学力検査による判定が可能な学力の全て又は一部を重点的に評価する選抜方式（以下「一般選抜」という。）として、柔軟な運用を許容するものとする。
- (4) 評価に当たっては、各高等学校が学力はもとより学力以外の資質能力についても、
 - ・ 内容（例：各教科の学習到達度、生徒会活動や学校行事での活動実績、スポーツ分野や芸術分野での実績）
 - ・ 配分（例：教科別の傾斜配分、各評価内容の配分）
 - ・ 指標（例：学力検査の結果、競技会やコンクールでの成績）などを具体的かつ明確に定め、募集要項で公表するとともに、受験生や保護者等から誤解を招かないよう、できる限り客観性の高い方法をとることとする。
- (5) 新たな選抜方式の導入時期は平成 24 年度入学者（主に現在の中学 1 年生）の選抜時からとする。

ただし、現行の制度を運用する中であっても、すぐに対応可能な内容については速やかに導入することとする。

(2) 現行制度の特徴

現行制度の主な特徴として、次のことが挙げられる。

- A 全ての県立高校で特色選抜試験と一般選抜試験を実施すること
- B 推薦制度を廃止すること
- C 全ての受験生に学力検査を課すること
- D 高校が「高等学校入学者選抜における求める生徒像」（以下「求める生徒像」という。）や選抜の評価基準を公表すること
- E 特色選抜試験では A 方式・ B 方式に加え X 選抜・ Y 選抜など、学校ごとの検査方法で選抜を行うこと

(3) 現行制度の概要

特色選抜試験 A 方式

- ア 実施校 ... 全ての高校・学科
- イ 実施時期 ... 2月上旬
- ウ 募集人員 ... 募集定員の10～20%の範囲で各高校が定める。
- エ 選抜方法 ... 学力検査・面接・調査書の総合評価。ただし、学力検査の割合を50%以上とする。

国語、社会、数学、理科、英語、実技を伴う教科（音楽、美術、書写、保健体育、家庭）の中から各学校が指定する3教科

特色選抜試験 B 方式

- ア 実施校 ... スポーツ推進指定校・芸術推進指定校
- イ 実施時期 ... 2月上旬（A方式と同日）
- ウ 募集人員 ... 学校ごと、指定競技・指定分野ごとに県教育委員会が定める。（平成29年度の実績：2人以内～15人以内）
- エ 選抜方法 ... 特色選抜試験 A 方式と同じ。ただし、学力検査では、必ず関係競技・分野等に関連する実技を含む。

一般選抜試験

- ア 実施校 ... 全ての高校・学科
- イ 実施時期 ... 3月上旬
- ウ 募集人員 ... 募集定員から特色選抜試験の合格者数を除した数
- エ 選抜方法 ... 学力検査・面接・調査書の総合評価。ただし、学力検査の割合を70%以上とする。

国語、社会、数学、理科、英語の5教科

（実技を伴う教科や、英語・数学の追加問題を実施する学校もある。）

第二次募集

- ア 実施校 ... 一般選抜試験実施後、入学予定者が募集定員に達しない高校について、県教育委員会が第二次募集を行うことが必要であると認めたときに実施する。
- イ 実施時期 ... 3月下旬
- ウ 募集人員 ... 欠員数の範囲で県教育委員会が定める。
- エ 選抜方法 ... 当該年度の一般選抜試験の学力検査の結果、作文及び面接等の結果と調査書その他必要な書類に基づいて選抜する。

3 委員会の開催概要

第1回（開催日：平成28年7月12日（火））

ア 事務局説明

- ・ 現行制度導入の経緯について
- ・ 現行制度の概要について

イ 協議

- ・ これまでの検証について
- ・ 検討の観点について

第2回（開催日：平成28年9月7日（水））

ア 事務局説明

- ・ 高等学校入学者選抜制度に係る全国の状況について

イ 協議

- ・ 検討の観点及び具体的な検討項目（案）について
- ・ 制度の分かりづらさについて

第3回（開催日：平成28年11月15日（火））

ア 事務局説明

- ・ 検討の観点及び具体的な検討項目について

イ 協議

- ・ 学校の特色づくりへの影響について
- ・ 教育活動への影響について
- ・ 受験生の負担感について

第4回（開催日：平成28年12月19日（月））

ア 協議

- ・ 全ての受験生に学力検査を課すことについて
- ・ 入試回数等について

第5回（開催日：平成29年2月15日（水））

ア 協議

- ・ 入試回数等について
- ・ 検討のまとめ（素案）について

4 現行制度の成果

委員会での意見を踏まえ、現行制度の成果を以下のようにまとめた。

(1) 中学生の学習に関する意識の向上

全ての受験生に学力検査を課したことにより、中学生が学力の重要性を意識し、以前にも増して勉学に取り組むことができるようになった。

各高校・学科の特色に応じた学力検査を実施することで、入学後の学習に適應できる学力の有無を把握することができた。

(2) 中学生の進路意識の向上

特色選抜試験において、A方式・B方式、X選抜・Y選抜など多様な選択肢が示されたことで、中学生が自分の進路を真剣に考えることができるようになった。

「求める生徒像」や選抜基準の公表により、自己の能力・適性に応じた進路選択が可能となり、中学生に高校への理解を深めさせることができた。

(3) 選抜の客観性等の改善

「求める生徒像」や選抜基準の公表により、選抜の客観性を高めることができた。

全ての受験生に学力検査を課したことにより、選抜の透明性を高めることができた。

(4) 全ての受験生における受験機会の拡大

中学校の推薦を必要とする推薦入試が廃止され、新たに特色選抜試験が導入されたことで、誰でも自由に複数回受験することが可能になり、行きたい学校に挑戦できるようになった。

(5) 受験生の多面的な評価の実施

一般選抜試験に加え、特色選抜試験において多様な選抜方法が示されたことにより、受験生一人一人の評価を多面的な視点や尺度でできるようになった。このことは、特に専門高校において、特色のある生徒の獲得に寄与している。

(6) 高校の活性化

特色選抜試験は、専門高校など多くの学校の活性化に貢献している。

部活動は受験生の進路決定の大きな要因の1つになっており、高校においても部活動を学校の活性化の柱にしている学校がある。特色選抜試験はそうした受験生や学校の要望に応えている。

(7) スポーツ競技力の向上

スポーツ推進指定校における特色選抜試験 B 方式は、多くの高校から高い評価を得ており、本県の競技力向上に貢献している。

5 現行制度の課題

委員会での意見を踏まえ、現行制度の課題を以下のようにまとめた。

(1) 特色選抜試験の実施に係る課題

特色選抜試験に不合格であった者の多くが一般選抜試験で同じ学校を受験し合格していることや、一部の普通高校では特色選抜試験と一般選抜試験での「求める生徒像」に違いがないことから、特に普通高校では特色選抜試験を実施する意義が小さい学校が見られる。

特色選抜試験の募集定員の割合や選抜における学力検査の評価の割合などが定められていることから、特に専門高校においては、特色選抜試験での「求める生徒像」に合致する特色ある生徒の確保が難しくなっている。この入試制度によって最大限に学校を活性化させるには、入学者選抜における学校長の裁量が十分ではない。

特色選抜試験の募集枠が 2 割程度であるにもかかわらず、多くの受験生が特色選抜試験を受験していることから、以前の制度に比べ多くの受験生に不合格体験をさせてしまっている。

(2) 高校生への指導に係る課題

特色選抜試験が国公立大学前期試験の直前に実施されるため、一部の普通高校では、高校 3 年生への大学受験指導に影響がある。

(3) 学力検査等に係る課題

特色選抜試験において 5 教科の学力検査を課していないため、受験生の中学校での学習活動を十分に評価できていない。

募集枠が 2 割程度である特色選抜試験 A 方式における体育等の実技試験の実施は、受験生に負担を与えている。

(4) 教職員の選抜業務に係る課題

特色選抜試験の募集枠が 2 割程度であるにもかかわらず、多くの受験生が特色選抜試験を受験していることから、高校の教職員に 2 回の入学者選抜に対する負担感がある。

生徒減少による学校規模の縮小で教職員数が減少しており、2回の入試のための業務負担が、資格取得や部活動等の生徒への指導に影響を与えている。

6 現行制度に係るその他の意見等

委員会では、現行制度の成果及び課題の他、以下のような意見が出された。

(1) 制度の分かりづらさについて

受験生は入学者選抜制度を十分に理解しており、受験生の進路決定に支障を来していない。一方、保護者や県民にとって、現行制度が分かりづらさといった意見がある。

(2) 受験生の県外流出について

入学者選抜制度の変更は、受験生の県外流出の大きな要因とはなっていない。

(3) 受験生の精神的な負担感について

特色選抜試験の不合格のショックにより受験生が進路変更を行うなどの事例が一部あるが、少数に留まっており大きな課題とはなっていない。

特色選抜試験の不合格による挫折体験が全て悪いわけではなく、思春期には意味がある。

(4) その他

第二次募集の状況については、私立高校から実施に当たっては慎重をお願いしたいといった要望が出されている。

7 特色選抜試験及び一般選抜試験の在り方

委員会での意見を踏まえ、特色選抜試験及び一般選抜試験の在り方を以下のようにまとめた。

特色選抜試験と一般選抜試験の2回の選抜を行うことにより、受験生を複数の評価方法により多面的に選抜することができており、現行制度の評価につながっている。

全ての受験生に学力検査を課すことや高校ごとの「求める生徒像」や選抜基準を公表することは、入学者選抜制度の公平性や透明性の観点で、受験生や保護者に安心感を与えており、このような制度の特長は今後も維持することが望ましい。

特色選抜試験については、「求める生徒像」に合致する生徒を獲得することで学校の活性化につなげていく等の現行制度の特長を維持しつつ、今回の検討で明らかとなった特色選抜試験に係る課題について、県教育委員会において改善に向けた具体的な方策を検討することが望ましい。

特色選抜試験B方式については、本県のスポーツの競技力向上や芸術分野の振興に貢献しており継続することが望ましい。

一般選抜試験における課題は、特に見当たらない。現行の制度と同様に特色選抜試験とは違う評価方法で選抜を行うなどの特長を維持することが望ましい。

このようなことから、特色選抜試験と一般選抜試験の2回の選抜を行うことや全ての受験生に学力検査を課すことなど現行制度の特長を生かしつつ、より多くの学校の活性化につながる制度となるように、特色選抜試験の実施校や実施時期、募集定員の割合等の見直しについて検討してほしい。

8 制度変更に係る配慮事項

現行制度を変更する場合、新しい入学者選抜制度の導入時期は、受験生等への十分な周知期間を考慮する必要がある。

入学者選抜制度の名称や受験案内を更に分かり易いものにするなどの工夫が望まれる。

入学者選抜試験の実施時期を変更する場合は、受験生及び高校、中学校に与える影響を十分に配慮してほしい。

特色選抜試験の募集定員の割合を変更する場合は、特色選抜試験の合格発表後の中学校での受験指導等への影響を考慮してほしい。

9 おわりに

委員会では、入学者選抜制度変更の趣旨や現行制度の特徴を踏まえつつ、現行制度の成果と課題や、特色選抜試験及び一般選抜試験の在り方についての検討を行ってきた。

今回、明らかになった課題から、現行制度を変更する場合には、高等学校入学者選抜は、受験生のみならず多くの県民にとっても関心が高い事柄であり、丁寧な説明が必要である。

県教育委員会では、本報告の趣旨を踏まえ、引き続き中学校や高校等広く県民から意見を聞くなど、より適切な入学者選抜制度となるように慎重な検討を望むものである。

県立高等学校入学者選抜制度検討委員会 設置要綱

佐賀県教育委員会

(目的及び設置)

第1条 県立高等学校入学者選抜制度の課題の抽出及び解決に向けた研究を行うため、県立高等学校入学者選抜制度検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 現行の県立高等学校入学者選抜制度の成果と課題に関すること
- (2) 特色選抜試験及び一般選抜試験の在り方に関すること
- (3) その他、県立高等学校入学者選抜制度に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、教育長が指名する。

3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者代表
- (3) 教育行政関係者
- (4) 学校関係者

4 その他、上記以外に委員長が必要と認める者をもって委員に充てることができる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 委員会は、委員長が招集し、これを主宰する。

2 委員長は、必要に応じて、委員会の委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(作業部会)

第6条 委員長は、第2条に係る必要な事項の検討を行うため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会の組織については、委員長が別に定める。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、佐賀県教育庁教育振興課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月2日から施行する。

県立高等学校入学者選抜制度検討委員会 委員名簿

	所 属	職名	氏 名	備考
1	佐賀大学大学院 学校教育学研究科	教授	中島 秀明	有識者 (委員長)
2	西九州大学子ども学部 心理カウンセリング学科	准教授	利光 恵	"
3	佐賀新聞社	報道部	樋渡 光憲	"
4	佐賀県高等学校PTA連合会	会長	伊東 猛彦	保護者
5	佐賀県PTA連合会	会長	倉光 健二	"
6	嬉野市教育委員会	教育長	杉崎 士郎	市町教育長会連合会 会長
7	県立佐賀西高等学校	校長	古賀 信孝	県高等学校長協会 会長 (副委員長)
8	県立伊万里高等学校	校長	瀬戸 寛次	" 副会長
9	県立佐賀商業高等学校	校長	徳永 清成	" 副会長
10	佐賀市立大和中学校	校長	秀島 正文	県小中学校校長会 会長
11	武雄市立北方中学校	校長	徳永 貞康	" 代表
12	神崎市立千代田東部小学校	校長	副島 久美子	" 代表

(事務局名簿)

	所 属	職 名	氏 名	備 考
1	教育委員会	副教育長	神代 芳男	
2	教育振興課	課長	五反田 進	
3	"	教育企画監	牟田 久俊	
4	学校教育課	課長	松尾 敏実	
5	"	参事	宮崎 耕一	
6	保健体育課	課長	吉松 幸宏	
7	教育振興課	副課長	横田 英治	
8	"	指導主事	田中 政紀	
9	"	"	田代 文則	
10	"	"	平方 伸之	